

発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会

発行人
富 田 英 雄

題字
故 内山岩太郎 筆

保育所制度の改革について

県児童福祉課長 前田謙一

日ごろは、本県の保育行政に多大なご協力をいただいておりますことに對して厚くお礼申しあげます。

さて、今回の児童福祉法の改正では、利用者の立場に立つた保育制度を確立するという観点から、従来の措置制度から利用者が希望する保育所を選択できる仕組みに改められました。市町村は保育にかけるという要件の確認は従来どおり行うものの、希望保育所の定員超過等の理由がなければ、入所を承諾する義務を負うこととなります。

また、市町村及び保育所は保育に関する情報を地域住民に提供するとともに、さらに、保育所は地域住民からの育児相談等に対して、保育に支障がない限り応じるよう務めなければならぬとされたところであります。

さらに、保育料に関しては、従来の応能負担の原則から、家計への影響を考慮しながら児童の年齢等に依りて定める額を徴収できることとなり、当面は徴収基準額表の簡素化を図ることとすつも、均一化の方向を示しております。

こうした法改正の趣旨をうけまして、利用者

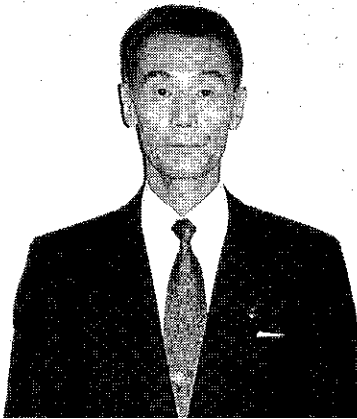
者の多様なニーズに柔軟に対応することができよう、規制緩和や弾力運用の措置がとられてきております。このうち、最低基準に關しては、調理員の設置

について、一定の条件が満たされれば施設内調理に限って外部委託を行うことが認められ、その場合には調理員を置かないことができることとなりました。また、乳児に対する保育配置基準を六対一から三対一へ改正することとなっています。

また、開所時間を保育所が自主的に設定できるようにすること、定員について、年度途中はもとより年度当初から弾力化すること、延長保育等を保育所が自主的に取り組めるようにすること、短時間勤務の保育を一定の条件のもとに導入できることとする

し、「子育て支援の環境づくり」を「かながわ新総合計画」の重点プロジェクトとして位置づけ、多様な保育サービスの充実に努めるとともに子育て家庭に対する支援を推進するため、市町村における子育て支援センターの整備や地域育児センターの拡充を図るなど、安心して子供を生み育てられるような環境づくりに取り組んでまいります。

今後、これらの検討結果を踏まえ、法改正の趣旨に沿った保育所の運営がなされるよう、市町村と連携しつつ、保育施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、県保育会の皆様には引き続き、保育行政への温かいご理解とお力添えをお願い申し上げます。



また、開所時間を保育所が自主的に設定できるようにすること、定員について、年度途中はもとより年度当初から弾力化すること、延長保育等を保育所が自主的に取り組めるようにすること、短時間勤務の保育を一定の条件のもとに導入できることとする

また、開所時間を保育所が自主的に設定できるようにすること、定員について、年度途中はもとより年度当初から弾力化すること、延長保育等を保育所が自主的に取り組めるようにすること、短時間勤務の保育を一定の条件のもとに導入できることとする

今後、これらの検討結果を踏まえ、法改正の趣旨に沿った保育所の運営がなされるよう、市町村と連携しつつ、保育施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、県保育会の皆様には引き続き、保育行政への温かいご理解とお力添えをお願い申し上げます。

児童福祉法一部改正のポイント

この四月から新しい保育所制度が始まる。さしあたって、私たちの重大関心事は「保育所運営が今後どうなるか。今までのやり方をどう変えればよいか」である。

この法改正がもたらすであろう児童福祉にとっての真の意味は、私の理解が及ぶところではない。ただ、認可保育所が少しでも乳幼児の福祉に貢献できるように、子育てに関わる地域のニーズを捉え様々な実践をすること、その進展を図るために関係方面へ具体的な働きかけを繰り返すこと、は依然として重要なことであると思う。

改正で重大なことは、次の点である。

(1) 保育所入所が保護者の選択によることになった(児童福祉法第二十四条一項二項)

保育所入所が、「措置」という一方方向の恩恵的な行政処分によって行われたことから、文字通り利用者が主権者として福祉サービスを受受できるように「保護者の選択による市町村との契約」で入所することになった。「保育に欠け」て「定員内」であれば、希望保育所への入所が保障されるという点で、個々の利用者の保育サービスに対する権利性が強まったわけである。

このことは、各保育所がそれぞれに提供する保育サービスの内容等に保護者の関心を集めることにもなる。

① 競争原理の導入と規制緩和・基準の弾力化

保護者の選択による入所ということになれば、原則として、市町村による入所の調整がなくなり、利用者も責任をもって、保育所を選ぶことになる。その結果

として、希望の多い保育所とそうでない所の差がはつきりする。また、経営上の破綻をきたす保育所も出てきて、利用者のニーズを満足させる保育サービスの提供が争ってすすめられることになる。保育の質や職員処遇を維持し、単なるサービス競争に陥ることのないような業界全体の自主的チェックシステムの導入が欠かせない。

利用者ニーズに即応した保育サービスを提供するに、延長・一時保育、開所時間帯、職員体制等々の規制緩和や基準の弾力化が必要となる。会計処理原則の見直しも予定されている。

また、認可保育所以外の保育事業(幼稚園や民間保育サービス)との競合は、今後更に進むであろう。これら認可外に対する補

助制度の充実は見逃せない。幼稚園との共用化の検討内容にも注目すべきである。

規制緩和・基準の弾力化

に關しては、保育所経営・運営者のより一層の柔軟な発想による事業展開が必要である。例えば、子育て支援センター・低学年児童保育・一時保育・介護支援センター事業等との「組み合わせ事業」も考えたい。

② 情報提供について(児童福祉法第二十四条五項第四十八条の二)

保育所を選択するに必要な保育に関する情報提供が市町村に義務づけられており、各保育所にも、より具体的に個性のある情報提供が期待されている。

法令、条例に基づく情報公開制度と趣旨を異にするものではないが、保育は基本的に市町村の行う事業であるのでそれと重なることが多い。また、保育所の適正な運営のための情報提供という趣旨も重なっている。

③ 広域入所制度(児童福祉法第五十六条の六)

利用者にとって、選択の幅が広がる。住民優先の制度、手続きの簡素化、他市町村と保育所の委託契約内容等検討課題は多い。

(2) 公私別の保育コスト情報提供

市町村の行う情報提供の一つとして義務づけられている。文字通り公私別の保育コスト差が明らかになることのほか、納税者に保育事業のコストを知らせることや利用者には保育料と税の割合の関係を知らせ

るので、更に提供すべき情報内容の拡大(例えば、財務内容や法人運営)も十分予想される。

なお、各保育所では情報として提供できる内容をしかり持つこと、情報内容が真実で適正であること(虚偽・誇大であれば排除される)、更に情報提供の制度を保育事業全体や各保育所運営に活用することなどに留意する。

で開所することになる。十一時間を超える部分については、保護者から利用料を取ることが出来る。

② 延長保育等の自主事業化

従来、市町村が事業主体であり国の補助事業(事業費の四分の三相当額)であった延長保育が、各保育所の自主事業になり国の補助金は大幅に減額された。余談だが、保育所の自主事業化を望んだ施設長等の中には、利用者負担のみで事業実施が出来たのではないかと甘い読みがあり、それを利用して国は補助金りの考えを進めてきた。しかし、どんなに県・市補助が充実していても、利用者負担だけで経費を賄うとしたら親負担の限界を越える(私どもの試算でA型でも一月二万二千五百円の親負担)として、財政面が国基準の地域では延長保育は実施できないとして、全保協や延長保育男(えんちようほいくおとこ)とまで言われた。氏が必死で政治家を動か

ることなどが目的で、保育所を選ぶための情報ではない。市町村間のコスト差も見え認可外施設等との比較もしやすくなる。保育所の効率的運営や各保育所間のコスト差もいずれ話題になるものと思う。

福祉制度の一部である保育制度にいち早くコスト論が取り入れられたことで、今後制度への波及に注意したい。特に公立保育所の奮起を促したい。

(3) 入所申込の代行制度(児童福祉法第二十四条二項)

利用しやすい保育所を一步進めるものである。いずれ利用者が入所したい保育所で申し込むことが一般化する。直接入所制度に近づいた感がある。窓口対応はますます重要になる。

各保育所の対応の違いが当然予想されるので、利用者間の公平を図ったり適切な手続き(入所すべき人がはじかれ、必要ない説明がなされる、定数外入所の場合に市町村の基準が無視されない)が極め

て重要である。また、この制度による各保育所の事務量の増大にどう対応するかは行政の援助を含めて大きな検討課題である。

(4) 費用徴収(児童福祉法第五十六条三項)

利用者の所得水準が総じて上がったことや保育所制度が「保育に欠ける」要件のみで一般的に利用されるようになった状況から、従来の負担能力に応じた徴収から、家計に与える影響を考慮しつつも保育コストに応じた費用徴収に変わった。平成十年度は、従来の十階層が七階層になっていくが、平成十二・十三年度には乳児区分が新設され、乳児・一・二歳児・三歳以上児の三分でそれぞれに均一保育料が考えられている。特にコストがかかるとして乳児保育料が高額になってしまおうと若年の保護者の多い乳児保育は益々利用しにくくなる。十分な配慮を要望する(乳児保育単価は従来の措置費が平成十年度から新設された)。また低所得

階層への配慮が生活保護制度との関連で現在検討されている。

保育料の均一化によって、幼稚園を含めた他の保育サービスとの比較がされやすく、また、この時期に保育制度が新しい段階を迎えることにもなる。

(5) 放課後児童健全育成事業(児童福祉法第三十四条七)

いわゆる学童クラブであるが、社会福祉法人の事業として位置づけられた。要綱は未だ不明である。

(6) 保育制度に關連して

① 保育時間と開所時間

保育時間は、原則八時間で従来と変更がない(児童福祉施設最低基準第三十四条)。八時間で積算している負担金・補助金も多いと思われる。

一方、開所時間は十一時間であり、それが可能となるよう従来の措置費を積算してきたというのが厚生省

の説明である。近年の十一時間保育で早朝(七時過ぎ)や夕方(六時近く)に在所在する児童が増加していることを理由に、開所時間延長促進事業も、概ね七時～十八時まで開所している保育所を対象にしている。保育現場では十一時間保育が既に成事実のように受け取られている。

開所時間帯については、従来の七時～十八時までという規制を外し、夜間保育所の開所時間より前からの開所であれば、各保育所が必要に応じて時間帯で十一時間を自由に設定できることになった。こうしたように、延長保育は午後六時以降というように、一律に言えず、開所十一時間を超えた場合に該当することになる。もっとも、延長保育の国補助金は、開所十一時間三十分を超えた場合にのみ該当するので、反対に運営費負担金(従来措置費)で十一時間三十分ま

で開所することになる。十一時間を超える部分については、保護者から利用料を取ることが出来る。

② 延長保育等の自主事業化

従来、市町村が事業主体であり国の補助事業(事業費の四分の三相当額)であった延長保育が、各保育所の自主事業になり国の補助金は大幅に減額された。余談だが、保育所の自主事業化を望んだ施設長等の中には、利用者負担のみで事業実施が出来たのではないかと甘い読みがあり、それを利用して国は補助金りの考えを進めてきた。しかし、どんなに県・市補助が充実していても、利用者負担だけで経費を賄うとしたら親負担の限界を越える(私どもの試算でA型でも一月二万二千五百円の親負担)として、財政面が国基準の地域では延長保育は実施できないとして、全保協や延長保育男(えんちようほいくおとこ)とまで言われた。氏が必死で政治家を動か

各部紹介

総務部

平成九年度の総務部は小田原市・箱根町を会場として開催された第四十一回全国保育研究大会の準備をおこみながら、また、六月に五十年ぶりに改正された「児童福祉法」の内容における保育制度の変化を意識しながら、県保育会の諸事業の進行のお手伝いをさせていただきました。

まず、五月十七日に県保育事業大会・県保育会総会を開催し、平成九年度の事業がスタートしました。七月二十三日には県市町村児童福祉主管課長との懇談会を開催し、活発な意見交換がなされました。

そして十一月十九日から二十一日までは第四十一回全国

保育研究大会が開催され、総務部のみならず多くの先生方、行政の方々にご活躍いただき成功裏に大会が運営されました。

十二月五日には恒例の保母の日前夜祭を横浜東急ホテルで開催し、保母賞受賞者・褒賞受章者・厚生大臣表彰受章者の方々をお招きして楽しいひとときを過ごしました。さらに二月十二日に横浜国際ホテルにおいて園長特別研修会を開催し現状での保育の問題について有意義な研修を行いました。

研修部

今年度事業計画として前回御報告通り園長研修を除き三研修計画を今月すべて終了いたしました。

今年度事業計画として前回御報告通り園長研修を除き三研修計画を今月すべて終了いたしました。

給食問題研究委員会

いま、委員会のまとめとして簡単な報告書を作っています。内容は「離乳食」に的を絞ったものですが、整理をしていく上で沢山のテーマを学んだことに改めて驚いています。報告書はそこからほんの一部ですが、いずれみな様のお手許にお届け出来ればと思っております。

さて、児童福祉法改正の年を迎え給食も従来通りの保育園での給食と、原則を守りつつも外部委託の可能性が示されました。しかし委員会としてはやはり慎重論になります。離乳食は？、特別食は？、延長保育の食事は？どうなるのでしょうか。心のこもった対応は出来るでしょうか。こども達の成長・発達、安全は守られるでしょうか。新しい大きな課題に取り組むことになりま

調査研究部

新しい保育制度では、保護者の選択に基づく入所とそのための保育情報の提供が大きなポイントとなっている。保護者が保育園を選ぶ時、まず、通園や通園に便利であることがあげられる。次に、保育の質が注目されており、特にこの部分については保育園の努力によって向上させることができる。保育の質は保母の質のことと保護者は考えているようだ。しかし、保母の質は本人の質イコールではない。保育所経営・運営管理が時代に即応していなければならぬし、保育の味も個々の保母まかせでは向上は有りえない。食事の内容も保育の質の大事な部分である。何よりも園長としての能力を高め、保育所の新時代に立ち向かう園全体のレベルアップをはからなければならない。

本調査研究部では、今何が保育所に必要かを見極め、役立つものを提供したい。平成九年度は「保育業務マニュアル」に取り組み中である。

予算対策部

平成九年度は、第四十一回全国保育研究大会を成功させることが大切なことと認識しておりましたが、各園にも分担金・賛助金等の負担が多かったと思います。そうした実情から、今年度の予算対策協力は、例年通りのご協力を頂いております。ところが現実、予算対策部始まって以来の、予算額を上回る百三万余円のご協力を頂き、保育制度改正

広報部

自由な選択肢の広がりが今日まで築き上げてきた給食の質の低下につながるよう、否むりろ選ばれる保育園としての内容の大きな柱となるよう願って止みません。みんなで良い知恵を出し合って参りましょう。

見てもらえる紙面、楽しい紙面作りを目指してスタートした広報部ですが、楽しみながら(苦しみ後の)作ることを覚えてきました。(裏の声 編集会議のあとがき 楽しい)

昨年度の県保育会創立四十年記念号(第46号)では、神奈川県保育史を紐解く座談会の原稿起こしに追われましたが、このことで、部員の結束は強固なものとなり、いつも和気あいあいと部会が行って、みんなが主役という

公立保育所専門委員会

平成八・九年度と現在のメンバー(一部変更)でスタートしましたが、折しも児童福

に対する先生方の熱い思いや関心の高さがそこに窺われるように思いました。予対活動を具体的にどう展開したかは、特別園長研修会にご出席頂いた先生方には多少ご理解頂けたかと思えます。富田会長が全保協の副会長として、また草山副会長が同予対委員として、この一年間中央で保育制度改正にご尽力されましたが、これからも先生方の要望に對処していられることと思えます。予算対策部の基本として、いかなる財政事情の下でも、保護者が安心して働け、未来を背負う子ども達が明るく逞しく育つ処遇や環境を守ることを重視して活動していただくことが必要と思っております。

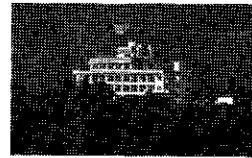
平成八・九年度と現在のメンバー(一部変更)でスタートしましたが、折しも児童福



やすらぎとくつろぎの宿ご紹介

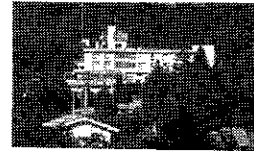
神奈川県社会福祉事業団保養所ガイド

津久井の春は「湖月荘」



美しく輝く津久井湖が、目の前で豊かに広がるたたずまい、眺め

のいい大浴場で心ゆくまでくつろいでいただけます。
☎〇四二七―八二―三八一



三浦の冬は「万寿荘」

三浦の冬は「万寿荘」



広大な三浦半島が高台にあります。また、歴史愛好家には見逃せない史跡や寺めぐりも魅力です。
☎〇四六八―八八―三一三五

☎〇四六八―七三―九二三五



返子の夏は「海風荘」
明治の文豪・徳富蘆花ゆかりの地、返子海岸にあり、潮の香りと景観をお楽しみになれます。

リフレッシュの宿

「二の平荘」

箱根の秋は「大寿荘」
のんびり温泉に入り、心ゆくまで保養できます。近くには大涌谷や強羅公園等の見

会議や研修、職場仲間とのコミュニケーションの「いいこの宿」としての利用に最適。自慢の温泉は、神経痛や通風



☎〇四六〇―二二―二六四三

女性の宿「しらゆり」



幻想的な湯けむりがただよう温泉郷、明神ヶ岳や明星ヶ丘の美しい景色がくつろぎを約束してくれます。女性だけで気楽に利用できるのがうれしい。
☎〇四六〇―二二―三八六七



障害者も安心「大文字荘」

障害のある方やご家族の利用のための工夫をしている施設です。

温泉にゆったり浸かって箱根の大自然の中でごゆっくりおくつろぎください。
☎〇四六〇―二二―四三九六

すなばをきれいに

サンド・クリーン・サービスのご案内

砂場は、子どもが大好きな遊び場です。しかし、この砂場は、雑菌・寄生虫など、子どもにとっては安全とはいえない物でいっぱいです。

丸川スレート株式会社

サンドクリーン事業担当

TEL 042712212424

編集後記

あなたの保育園の砂場は、犬や猫にとって格好のトイレになっていませんか。大腸菌や寄生虫の繁殖場になっていないでしょうか。そこで、子どもたちが安心して遊べる場所にするために薬剤を使わず、熱で殺菌・殺虫するシステムをご紹介します。

三月卒園を間近に控えた子ども達の成長には目を見張るものがあり表情も豊か、中でも長野オリピックでは子ども達が感動と希望を与えてくれ、大きな夢が膨らんだ。

- 特徴
1. 有害菌を完全に殺菌します
 2. 犬や猫の排泄物による線虫類や蛔虫類(卵)を死滅させます。
 3. 薬剤による殺菌でなく熱殺菌によるため、人体への影響はありません。
 4. 処理後、ふるい器による選別を行う事で、犬や猫のフン及び、ガラス片、釘などの異物を取り除く事ができます。
 5. 抗菌砂を混合することにより、殺菌効果を持続させます。

一方保育現場は利用しやすい保育所がキーワードになっている。今、利用者の声や立場のよき理解者としてもう一度考えてみることも大切ではないでしょうか。

全国大会も終えホット一息みんなの力が結集し更に組織の充実が約束されたような気がしてなりません。多忙の中寄稿いただいた方々、ありがとうございました。

お問い合わせは

株式会社コムタス横浜支社

サンドクリーン事業担当

TEL 045151212050